

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月19日提出

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、議員報酬月額（第5条第1項に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。）については、第2条第1項の規定にかかわらず、同号の規定により支給されることとなる額から、その額の100分の5に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

〔提案理由〕

新型コロナウイルス感染症による住民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援が必要なことから、令和3年3月31日まで議員報酬月額を減額する特例措置を行うため、改正するものである。